

## 障害者虐待防止法における川崎市の対応と施行後の状況について

## 1. 通報・届出窓口の設置

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる「障害者虐待防止法」）では、「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者」の3種類の虐待を定義しており、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方には、速やかにその事実を市に通報することが義務付けられています。

これらの虐待事案に対応するため、川崎市では、「障害者虐待防止法」に定める「市障害者虐待防止センター（通報・届出窓口）」の機能を、各区障害者支援担当部署と健康福祉局障害保健福祉部で受け持つとともに、法施行時から通報・届出を受けつける専用電話を設置しております。



## 2. 通報受付後の対応

電話にて届出・通報を受けた事案について、養護者からの障害者虐待については、各区障害者支援担当部署、基幹・地域相談支援センターが、障害者福祉施設従事者及び使用者からの障害者虐待については、健康福祉局障害計画課が、それぞれ中心となって、事実確認、虐待状況の解消に向けた対応をしていきます。

## 3. 法施行後の相談・通報・届出と対応の状況（平成26年度）

## ○ 虐待通報等・対応状況

	養護者による虐待				施設従事者等による虐待				使用者による虐待				合計
	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	
通報・届出件数	7	16	3	0	0	5	1	1	1	1	0	0	35
虐待事案 対応件数	7	15	3	0	0	5	0	1	1	1	0	0	33
対応件数合計	25				6				2				

## ○ 虐待種類別状況（延べ件数）

	養護者による虐待				施設従事者等による虐待				使用者による虐待				合計
	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	
身体的虐待	3	9	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	15
性的虐待	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
心理的虐待	3	5	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	11
放棄・放任	3	2	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	10
経済的虐待	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	10	19	4	0	0	5	0	1	1	1	0	0	41
種類別合計	33				6				2				